

令和 5 年度

財政援助団体等監査報告書

令和 6 年 3 月

雲仙市監査委員

令和５年度財政援助団体等監査報告

I 監査の目的

地方自治法第１９９条第７項に基づき、市が補助金を交付している団体や出資団体に対し、その事業が補助金等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施する監査である。

令和４年度に本市が財政的援助を行った団体の中から、次の２団体を選定し監査を実施した。

監査対象団体	所管課
雲仙市商工会	観光商工部 商工労政課
雲仙市認定農業者連絡協議会	農林水産部 農林課

II 監査の実施期間

令和５年１２月１２日から令和６年３月１８日まで

III 監査の方法

監査の実施にあたっては、当該団体及びその所管課から提出された収支決算書及び事業報告書等と提示のあった出納関係の諸帳簿等関係書類との突合その他必要と認める監査手続きにより、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

IV 監査の主な着眼点

監査にあたっては、主に次の事項を着眼点とした。

(1) 所管課関係

- ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政援助（以下「補助金等」という。）の決定は関係法令等に適合しているか。
- イ 補助金交付要綱は整備されているか。
- ウ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により行われているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課等へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- カ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

V 監査の結果

(1) 雲仙市商工会

ア 団体の概要

所在地 : 雲仙市愛野町乙 5 5 5 番地 1

法人設立日 : 平成 1 8 年 4 月 1 日

組合員数 : 1, 2 3 5 名 (令和 4 年度末現在)

役員等 : 会長 1 名

副会長 2 名

理事 2 9 名

監事 2 名

事務局長 1 名

事務職員 2 1 名

(うち経営改善普及事業に従事する補助対象職員 1 4 名)

本市商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的に設置されている。

イ 補助の目的

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 5 1 号。以下「小規模支援法」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症の長引く影響により売上減少、事業活動の縮

小、雇用維持の影響など多くの小規模事業者が今までに経験のない状況に見舞われている。このような中で、市や地域の金融機関等と連携し、小規模事業者の経営基盤の再構築を図り、経営発達支援計画に基づいた経営支援を行う。

ウ 事業費実績 令和4年度雲仙市商工会収支決算書

【収入】

科 目		決 算 額	摘 要
大分類	小分類		
1. 補助金収入		104,858,616	
	市補助金	22,883,000	経営支援事業費補助金 21,019,000 他事業費補助金 1,864,000
	県連補助金	76,922,987	一括交付補助金 76,311,823 事務局長補助金等 611,164
	県連助成金	5,052,629	青年部女性部活動事業費 800,880 機構研修・コロナ相談員助成 4,251,749
2. 会費手数料収入		72,331,934	
3. 受託料収入		0	
4. 前期繰越収支差額		2,852,375	
合 計		180,042,925	

【支出】

科 目		決 算 額	摘 要
大分類	小分類		
補助対象事業費（1. 経営改善普及事業指導職員設置費 + 2. 経営改善普及事業指導事業費）			
1. 経営改善普及事業指導職員設置費		91,516,220	
	福利厚生費	219,709	
	福利環境整備費	6,576,440	
	職員人件費負担金	84,720,071	
2. 経営改善普及事業指導事業費		24,132,733	
	旅費	166,590	指導旅費等
	事務費	7,241,674	指導事務費、調査研究費等
	指導事業費	10,342,011	講習会開催費、記帳指導員等謝金等
	伴走型支援推進事業費	145,640	
	オンライン維持費	121,440	記帳機械化事業費
	小規模事業施策普及費	518,649	会報、チラシ、HP更新費等
	商工会指導環境推進費	5,420,989	局長設置費
	研修事業費	175,740	中小企業大学校研修
3. 地域総合振興事業費		25,862,718	
4. 受託事業費		0	
5. 管理費		27,243,176	
6. 資産取得支出・引当費		0	
7. 引当費		8,443,412	
8. 予備費		0	
9. 次期繰越収支差額		2,844,666	
合 計		180,042,925	

エ 監査の概評

監査の着眼点に基づいた関係書類の審査、所管課及び雲仙市商工会へ出向き、説明聴取等により監査を実施した結果、補助事業に係る出納その他の事務について概ね適正に処理されていることが認められた。

なお、改善又は検討を要する事項については、以下のとおりとする。

オ 検討要望事項等

1) 商工労政課に関する事項

① 実績報告の内容確認について

補助金の額の確定は、実績報告書の内容等を的確に審査したうえで行わなければならない。しかしながら、商工会からの実績報告書の添付書類において、整合性がとれない項目があったにもかかわらず、内容確認が行われていなかった。

また、年間を通して所管課による現地調査等を行っていないとのことだが、補助金により取得した備品等の確認などについて、雲仙市補助金等交付規則等に基づいた審査の徹底を図られたい。

② 適切な効果測定の見証について

本補助金は、小規模支援法に基づき、経営相談事業をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響等を受ける小規模事業者への事業継続支援の強化など様々な事業を実施し、本市における商工業の活性化施策の一翼を担っているものと認識している。

したがって、本事業における補助金の効果測定を適切に見証し、効果的な支援となるよう精査されたい。

2) 雲仙商工会に関する事項

① 実績報告に係る添付書類について

本事業は、小規模支援法第4条に基づく経営改善普及事業の必要な経費に対し、支援補助を行うものである。

本補助金は、雲仙市補助金等交付規則に基づき概算払いをされており、実績報告をもって額の確定となるが、この実績報告書の添付書類の中で関連する県連補助金支払明細書において、対象経費に対し一部交付金の過充当の誤りが見受けられた。これは、県連に対する実績報告において指摘され訂正されていたとのことだが、本市への実績報告に係る訂正差し替えはなされていなかった。

今回、補助金算定には直接影響はなかったものの、補助金確定の重

要な証拠書となるものであり、実績報告書の内容確認については徹底を図りたい。

② 固定資産の適正管理について

商工会で管理する固定資産の中には、補助金を活用して取得した備品もあり、処分する場合は、事務処理要項に基づき会長決裁により処理されているとのことである。

しかしながら、過去に取得した備品において、補助金により取得したものか明確に整理されておらず、仮に法定耐用年数を経過せずに処分する場合、補助金返還を要することになる。よって、今後補助金をもって取得された備品等については、固定資産台帳へ適正に管理する必要がある。

(2) 雲仙市認定農業者連絡協議会

ア 団体の概要

名 称	: 雲仙市認定農業者連絡協議会
所在地	: 雲仙市吾妻町阿母名 1 7 7 番地
団体設立日	: 平成 1 8 年 1 月 1 7 日
会員数	: 会員数 8 0 1 経営体 (令和 5 年 4 月現在)
役員等	: 会長 1 名
	: 副会長 2 名
	: 会計 1 名
	: 監事 2 名

雲仙市認定農業者連絡協議会は、市内 7 地区の認定農業者協議会をもって組織され、認定農業者組織の情報交換による相互研鑽と各種研修等を通じた会員の経営発展のための活動、認定農業者制度の活用等について強化を図り、雲仙市農業の振興・発展に寄与することを目的に設立されている。

イ 補助の目的

雲仙市内の農業者が連絡協調を図り、相互に情報交換と組織育成に努め、農業経営の向上と雲仙市農業の発展を図ることを目的に各認定農業者協議会等に対して交付する補助金であり、その組織の運営充実を図るために交付するもの。

ウ 補助金交付実績

(単位：経営体、円)

区 分	会員数	補助金交付実績		
		R 2	R 3	R 4
雲仙市認定農業者連絡協議会	801	57,000	0	225,000
国見町認定農業者協議会	257	528,000	528,000	550,000
瑞穂町認定農業者協議会	87	56,577	236,000	236,000
吾妻町認定農業者協議会	101	322,000	322,000	306,000
愛野町認定農業者協議会	51	184,000	184,000	188,000
千々石町認定農業者協議会	72	52,731	373,000	380,000
小浜町認定農業者協議会	92	14,063	208,000	198,000
南串山町認定農業者協議会	141	266,000	266,000	266,000
合 計	801	1,480,371	2,117,000	2,349,000

エ 監査の概評

監査の着眼点に基づいた関係書類の審査、所管課からの説明聴取等により監査を実施した結果、補助事業に係る出納その他の事務について概ね適正に処理されていることが認められた。

なお、改善又は検討を要する事項については、以下のとおりとする。

オ 検討要望事項等

1) 農林課に関する事項

① 補助金の適正化について

令和2年から4年にかけてのコロナ禍により事業等が制限された中で、多額の繰越金が生じている団体も見受けられる。

団体運営補助金については、補助金等の見直し基準により、「継続」となった場合でも、過去3ケ年の決算額等をもとに、援助的補助の判定基準に基づき補助金の調整が行われており、この基準に基づいて予算額を確保されている。

しかしながら、多額の繰越金が生じているにもかかわらず予算額を満額補助することは、補助対象団体の自助努力を求め、その上で不足する部分について補助するという「雲仙市補助金等の見直し方針」に反することになるので、今後、補助金の適正な運用について周知徹底を図られたい。

② 会計科目等の統一について

各町認定農業者協議会の予算書・収支決算書様式において、科目等の名称がまちまちであり、所管課直轄の連絡協議会様式に統一することで、補助金充当など整理確認が容易になることから、科目等の統一について調整を図られたい。

2) 認定農業者連絡協議会に関する事項

① 領収書宛名の記載について

認定農業者連絡協議会より提出された支出証拠書等を確認したところ、補助金を充当されている経費ではなかったが、領収書に宛名が記載されていない事例が散見されたので、今後、請求書払い等も含め適正な会計管理について周知徹底を図られたい。

② 補助金対象経費の充当について

当該補助金の交付対象となる経費は、雲仙市農業者連絡協議会等補助金交付要綱において「団体の運営・研修等に要する経費」と示されている。

しかしながら、各町協議会の実績報告を見ると、コロナ禍で研修が開催できず、農薬や種子代等、「運営・研修費」と判断し難い経費などに充当されているケースが見受けられた。

補助金の主旨を十分理解の上、補助対象経費を明確にし、適正な補助金活用を共有されるよう周知徹底を図られたい。